

船橋都市計画公園の変更（船橋市決定）

都市計画公園中 2・2・92 号高野台公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・92	高野台公園	船橋市高野台 4 丁目の 一部の区域	約 0.50ha	ブランコ、すべり 台、鉄棒他

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市住民の屋外における休息、運動、レクリエーション等の場となる公園を確保・維持し、生活環境の向上に資するため、本案のように変更するものである。

1 現況説明書

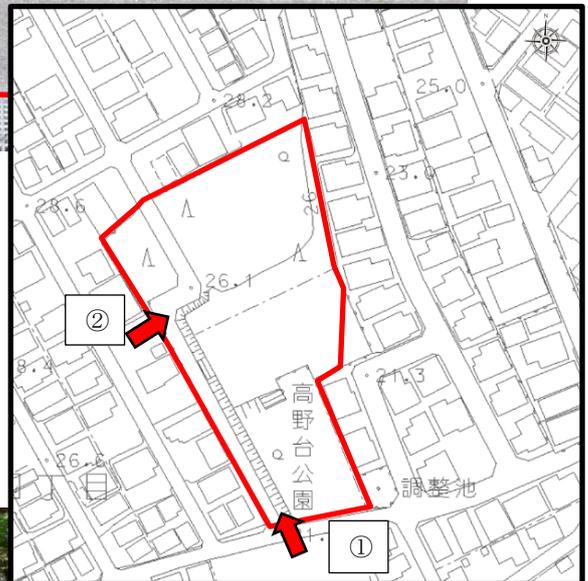
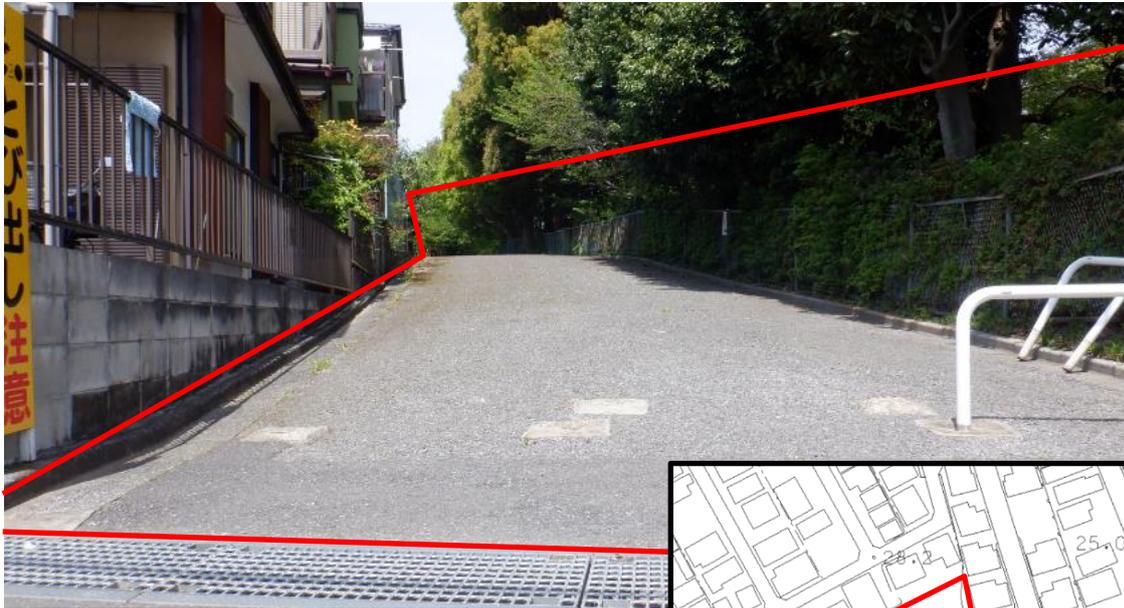
番 公 園	号 名	土 地 の 沿 革	森林法、河川法等に よる 公用 制限	環 境 概 要
2・2・92 高野台公園		<p>先に取得した市所有地の都市計画決定を行い、その後、今回拡張区域について、土地所有者と無償借地により、公園用地として開設していた。令和5年に相続が発生し、相続人より買取りの申出がなされた。</p> <p>恒久性の確保のため、公園用地として買取りをすることとした。</p> <p>当初開設年月日・面積 昭和61年3月27日 約 0.20ha</p> <p>変更開設年月日・面積 平成6年4月1日 約 0.52ha</p> <p>都市計画決定年月日・面積 昭和59年7月18日 約 0.20ha</p>	いずれもなし	京成松戸線二和向台駅の北東約1.6kmの住宅地内に位置している。

2 新旧対照表

種 別	名 称		変 更 後		変 更 前		備 考
	番 号	公 園 名	位 置	面 積	位 置	面 積	
街区公園	2・2・92	高野台公園	船橋市高野台4丁目の一部の区域	約 0.50ha	船橋市高野台4丁目の一部の区域	約 0.20ha	

3 現況写真

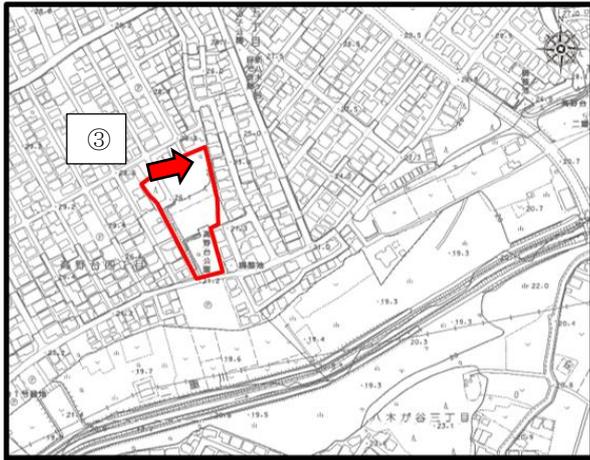
①



②



③



船橋都市計画公園の変更についての概要

平成6年度都市緑地保全法の改正に伴い平成8年度に策定（平成19年度改定）し、平成28年度に改定第2版を作成しました「船橋市緑の基本計画」におきまして、4つの基本方針（①人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります②多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります③安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします④市民との連携により、緑を守り育てていきます）を実現するための施策を掲げています。

この中の「安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします」では、新たな緑の創出にあわせ、レクリエーション、防災、景観形成、生物多様性の保全、都市環境の保全といった緑の機能を高めるような質の高い緑となるよう維持・管理を行っていくこととしています。

本市の1人当たりの都市公園面積は、3.39㎡（令和5年度末）であり、全国平均（10.9㎡／人、令和5年度末）や県平均（7.2㎡／人、令和5年度末）及び県内近隣市と比較しても少ない状況です。

このような状況の中、本市では、公園等の恒久性の確保のため、借地により開設している公園の用地取得を推進しております。

この度、上記の趣旨をふまえ、都市住民の生活環境の向上に資するものとし、次の公園の変更を行います。

○高野台公園

本公園は、先に取得した市所有地の都市計画決定を行い、その後、今回拡張区域について、土地所有者と無償借地契約を行い都市公園として開設しておりました。

所有者が亡くなられたことから、相続人より用地取得の要望を受け、公園の恒久性の確保のため、本市で買い取りを行うこととなりました。

当該地は、京成松戸線二和向台駅の北東約1.6kmの住宅地内に位置し、南側は市道に接しています。

追加都市計画決定面積：2973.75㎡